

令和 7年 7月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市まちなかウォーカブル推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

姫路市まちなかウォーカブル推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかにおいて、道路や広場などの公共空間を活用し、にぎわいの創出、居心地が良く歩きたくなるまちなかの推進及びエリア価値向上を目指す事業を実施する者に対して姫路市まちなかウォーカブル推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか 姫路市中心市街地活性化基本計画（令和7年3月14日認定）に定める中心市街地の区域をいう。
- (2) ウォーカブル 姫路市ウォーカブル推進計画（令和3年3月策定）に基づき、まちなかを歩行者優先の居心地が良く、歩きたくなるよう目指すために行う、公共空間利活用の仕組み、リノベーションまちづくり等のエリア価値向上に資する様々な取組をいう。
- (3) 公共空間利活用 道路、広場等の公共用地における憩いの空間の創出、飲食販売、物販の実施、飲食スペースの設置等のまちなかの新たな目的地となる魅力的な環境を増やすことを目的に、必要な許認可を得て行う様々な取組をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 2以上の個人、事業者等で組織する団体であること。
- (2) 市内に在住し、又は活動拠点があること。
- (3) まちなかにおいて、次条に規定する補助対象事業を主体的に実施することができること。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体又は個人でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 必要な許認可を得て公共空間を活用し、にぎわいの創出と回遊性の向上を図り、まちなかのエリア価値向上を目指す事業
- (2) ウォークブルを通じて、まちなかのエリアマネジメント運営に向けた仕組みづくりに関する事業

2 補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 国、県又は市が行う補助金その他財政的支援制度の対象となる事業
- (5) その他補助金の交付目的に則して適当でないと市長が認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する次に掲げる経費の合計額（補助対象事業により得られる収入（協賛金及び補助対象事業に充当しない参加費、売上金等を除く。）がある場合は、当該合計額から当該収入の額を控除した額）とする。

- (1) 広告宣伝費
- (2) 装飾費
- (3) 会場設営費
- (4) 使用料及び賃借料

- (5) 印刷製本費（チラシ印刷など）
- (6) 委託料（警備費など）
- (7) 保険料（イベント賠償責任保険など）
- (8) 報償費及び講師謝礼
- (9) その他市長が特に必要と認める経費
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、50万円を限度として、補助対象経費の2分の1以内で市長が定める額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業における収入総額が支出総額を上回る場合は、収入総額から支出総額を減じて得た額を、前項の補助金の額から減額するものとする。

（事業の募集）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「応募者」という。）は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出し、補助金の交付を受けようとする事業が補助対象事業であることの認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 応募者概要説明書及び名簿（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（審査）

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条に規定する基準に基づき、事業認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、応募者に対し、提出された書類についての説明を求めることができる。
この場合において、応募者が正当な理由なくこれに応じなかったときは、市長は、事業認定を行わないものとする。

(事業認定の基準)

第9条 事業認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の趣旨を理解した上で、事業の計画が具体的であること。
- (2) 対象地域のにぎわいの創出及びまちなかの回遊性向上に資するものであること。
- (3) 実現可能な方法、計画及び予算で立案されていること。
- (4) 効果が一過性のものではなく、将来的に対象地域の住民や近隣の商店と連携が図られるものであること。
- (5) まちなかの他のエリアの参考となる取組であること。

(補助金の交付申請手続等)

第10条 事業認定を受けた応募者は、規則第4条の規定に基づき市長に補助金の交付申請を行うものとする。

2 前項の場合において、応募者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額の仕入控除税額（以下「仕入控除税額」という。）がない見込みの応募者（以下「適用補助対象者」という。）は、この限りでない。

3 適用補助対象者は、申請時において、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第11条 適用補助対象者は、当該補助対象事業が完了したとき、又は当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の確定申告が完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）
- (2) 積算内訳書

(補助金等の返還)

第12条 適用補助対象者において、確定申告により補助対象経費に係る仕入控除税額が生じた場合は、当該仕入控除税額に相当する額を市長に返還しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第13条 規則第12条の補助事業実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業収支決算書（様式第7号）
- (2) 補助対象事業の実施に要した経費の領収書の写し又はこれに類する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。